

令和8年8月千葉豪雨に関する緊急要望

令和8年9月7日

千葉県市長会
千葉県町村会

令和 8 年 8 月千葉豪雨に関する緊急要望

令和 8 年 8 月 13 日から 14 日にかけて発生した令和 8 年 8 月千葉豪雨では、県内各地においてこれまでに類を見ない記録的な豪雨に見舞われ、千葉市では 12 時間降水量 348 ミリ、24 時間降水量 360 ミリを超える雨を観測し、ともに観測史上最大を更新しました。また、12 時間で 8 月 1 か月の平年降水量の約 3 倍に達するなど、従来の想定を大きく上回る降雨となり、かつてない猛威を振るいました。

この猛烈な雨により、県内の広い範囲で、道路の損壊や土砂災害、家屋の浸水、道路や農地の冠水など、甚大な被害が同時多発的に発生しました。

特に短時間に降った急激な雨で冠水したアンダーパスでの車両水没等により、尊い命が失われるなど人的被害も発生しました。

さらに、鉄道の寸断による多数の帰宅困難者が発生するとともに、道路冠水により多くの車両が走行不能となり、残置された車両が各所で通行の妨げとなるなど、交通機能にも深刻な影響が生じました。

このように、人的被害のみならず、交通や物流などの社会機能にも大きな支障が生じ、住民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼす、未曾有の災害となりました。

各被災自治体においては、これまでも防災・減災対策に努めてまいりましたが、今回の豪雨では 1 時間に 100 ミリを超える猛烈な雨が数時間にわたり継続した地域もあり、従来の河川整備や自治体の対応能力を大きく超える内水氾濫が各地で発生しました。これまでの治水対策や防災対策のみでは十分に対応しきれない、新たな段階の都市型水害の脅威が痛烈に顕在化したと言えます。

現在、住民の安全確保や生活再建、そして復旧作業に全力を注いでいるところですが、多岐にわたる緊急課題に対応し、一日も早い復旧・復興を実現するためには、国による緊急かつ重点的な支援が必要不可欠であります。

ついては、被災者の生活再建や経済活動の立て直しが進むとともに、今回の教訓を踏まえた今後の防災・減災対策を強力に推進できるよう、次の事項について強く要望いたします。

1 災害救助法の見直しについて（内閣府）

災害や地域の実情に即した迅速かつ効果的な救助の実施に向けて、期間及び費用に関する制約の緩和並びに救助範囲の見直しを行い、自治体による自主的・弾力的な運用を可能にすること。

浸水家屋において衛生環境の悪化を防ぐための消毒に係る経費、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資機材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、災害救助費の対象とすること。

また、災害発生前に備蓄していた食料・飲料水等の備蓄品を、避難者及び帰宅困難者への提供のために使用した場合における当該備蓄品の補充に係る経費についても、災害救助費の対象とすること。

さらに、災害救助法の適用について、適用を受けていない自治体が、適用されている自治体と同等若しくはそれ以上の被害を受けている場合は、柔軟に追加適用できるようにすること。

2 ライフライン途絶等の被災者に対する財政措置について（内閣府）

停電による緊急時の避難や生活に必要なヘッドライト、LEDランタンの供与や保健師の派遣等の被災者支援に対する財政的な支援を行うこと。

また、必要な支援につなげることができるよう、罹災証明書の交付基準の見直しを行うこと。

3 気象予測の精度向上について（国土交通省）

今回、千葉県内では8月13日に大気の状態が不安定になり、雷雨の発生が予想されていたものの、雨雲が長時間停滞し、特別警報級の記録的豪雨になることまでは、事前の気象情報で予測できず、大雨への厳重警戒が呼びかけられたのは、16時半頃であった。

このため、県内各自治体や交通事業者においても十分な対策や住民・利用者への呼びかけ等、早期の対応を行うことができず、結果的に道路の通行止めや公共交通機関の運行停止により、多くの帰宅困難者の発生、暗闇での自動車の水没など、大きな被害が発生することにつながった。

近年、大規模な自然災害が多く発生しており、今後同様の大きな被害を生じさせないためにも、できるだけ早い段階で災害への注意喚起を行えるよう、気象予測の精度を高めること。

また、気象情報会社等、24時間ライブ配信を行っている組織と連携し、情報の速報体制を築くこと。

4 都市型水害対策の強化について（国土交通省）

近年の激甚化・頻発化する豪雨により引き起こされる都市型水害にも備え、国による大規模な地下貯留施設の設置を進めること。

また、都市部の駅周辺等では膨大な雨水の排水が困難であり、貯留量も不足していることから、鉄道事業者や企業が行う貯留施設の設置が促進されるよう財源措置の充実など見直しを行うこと。

さらに、道路排水機能の向上及び農業排水を含む広域的な内水・外水対策の検討に要する経費や、その対策を実施するための経費について財源を確保するなど、財政支援を講じること。

5 アンダーパス等の道路地下構造物の浸水対策の強化について（国土交通省）

短時間強雨によりアンダーパスでは道路冠水が発生し、交通途絶や車両の水没、さらには人命が失われるほどの甚大な被害が生じたことから、アンダーパス等の排水ポンプの能力増強等のほか、車両侵入を防止するための水位と連動する自動的な遮断機（バルーン）などの機能追加に必要な財政支援を講じること。

6 浸水被害を軽減する取組の推進について（国土交通省）

雨水管渠の整備については、防災・安全交付金による財政支援が講じられているが、自治体が浸水被害軽減対策を充実強化できるよう、財源を十分確保すること。

加えて、住民や事業者等による自助の取組として、防水ゲートや止水板などの整備を促進するため、整備費に対する補助金など、必要な財政支援を講じること。

7 被災車両対策の強化について（内閣府、総務省、国土交通省、環境省）

短時間で発生した記録的な集中豪雨による道路冠水の影響により、単一の豪雨災害としては全国的にも類を見ない規模の被災車両が発生し、国道・県道・市町村道の交通に支障を来している。災害時における被災車両等の移動は、道路啓開を行い緊急車両等の通行を確保するために不可欠な災害応急対策であるものの、現行制度では、道路管理者が道路啓開を行った場合、レッカー車による移動及び車両の保管等に伴い、多額の経費負担が生じていることから、国の財政支援措置を講じること。

また、車両撤去に時間を要することから、迅速に撤去が行えるよう、人的物的支援のほか、仮置き場の提供などの各種支援を拡充すること。

8 公共土木施設の早期復旧について（国土交通省）

道路、河川、砂防、港湾、上下水道などの公共土木施設に甚大な被害が発生していることから、災害復旧事業等による早期復旧に向け、必要な財政支援及び技術支援を講じること。

9 千葉―外房アクセスの早期確保に向けた国の緊急復旧支援について（国土交通省）

旧千葉外房有料道路（県道生実本納線）において、法面崩落等により通行止めとなり、現在は応急復旧により暫定的に片側交互通行となったが、未だ全面復旧には至っていない。

この路線は、千葉と外房地域を結ぶ重要な幹線道路であり、千葉・外房間のアクセスを早期に確保する必要があることから、1日も早い全面復旧に向けて、引き続き高度な技術力を有する国による緊急復旧支援を行うこと。

10 公共交通事業者への支援について（国土交通省）

地域住民の生活や観光振興に不可欠な鉄道等の公共交通が迅速、確実に復旧できるよう、支援措置を強化すること。

被災した鉄道事業者が国の復旧支援を受けるためには、当該事業者が赤字会社であることや、黒字会社であっても激甚災害等の大規模災害において、復旧費用が対象路線の年間収入以上であることなどの補助要件を満たす必要がある。特に、多くの地域鉄道事業者では、鉄道事業の赤字を他部門の収益でカバーすることで、地域の足としての社会的使命を維持している状況の中、近年頻発する自然災害に係る復旧費用が大きな負担となっており、事業の継続に影響を与えかねないことから、補助要件の緩和を行うこと。

11 被災した中小企業者等への支援について（経済産業省）

国の小規模事業者持続化補助金について、今回の豪雨被害を対象とした災害支援枠を速やかに設けるとともに、中小企業者も含め、甚大な被害を受けた事業者が事業の再開・継続を断念することなく、早期復旧が進むよう、被災事業者の被害の程度に応じた柔軟かつ手厚い支援策を講じること。

12 被災した農林水産業者への支援について（農林水産省）

今回の災害においては、想定を上回る豪雨により、収穫直前の水稲の冠水や農地への土砂の流入、栽培開始直後の露地野菜の種子の流出、農林水産業施設や農業機械の水没等があり、農林水産業に深刻な被害が生じている。

このため、農林水産業の継続・再建に向け、産地緊急支援事業や農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）を発動するなど、被災した事業者に対して、必要な支援措置を講じること。

加えて、被災した事業者や自治体の負担軽減に向け、認定農業者の農業経営改善計画の認定の有効期間を延長するなど、必要な措置を講じること。

13 医療機関や社会福祉施設等の災害復旧への支援について（厚生労働省、こども家庭庁、文部科学省）

被災した医療機関や社会福祉施設等の速やかな復旧を図るため、必要な予算を十分確保すること。

大学病院など地域において中核的な役割を担う医療機関については、その設置主体を問わず、地域医療提供体制を維持・確保する

観点から、被災後から診療機能の回復までの間に必要となる対応費用や減収分の補填など、特に手厚い支援を行うこと。

社会福祉施設等については、浸水等により甚大な被害を受けた施設・事業所があることや、経営が厳しい実態にある小規模な施設・事業所が多く被害を受けたことを踏まえ、災害復旧費に対する補助率のかさ上げ、補助対象となる上限額・下限額の拡大、設置事業者を問わない補助対象施設・事業者の拡大について柔軟な対応を図ること。また、被災施設・事業所の負担軽減のため、補助制度の申請手続きの簡素化等を図ること。

さらに、被災した施設・事業所において、利用者の生命・身体の安全を確保するために他施設等への利用者の移送を行った場合の費用や、他施設等が行った被災した施設・事業所に対する支援に要した費用等を補助対象に加えること。

14 災害廃棄物の処理に係る財政支援について（総務省、環境省）

今回の豪雨により被災した自治体においては、収集運搬を含む大量の災害廃棄物の処理に要する負担が過大となっていることから、災害等廃棄物処理事業の補助率のかさ上げなど、被災自治体の財政負担の軽減について、特段の措置を講じること。

15 災害に係る家屋の被害認定基準について（内閣府）

住家の被害認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における「住家被害認定調査票」に基づき行っているところであるが、住家が床上浸水した場合、木造・プレハブ造は「準半壊」以上と判定されることに対し、非木造は「一部損壊」となってしまうケースが多くあり、この結果、同程度の被災状況であっても、被災者が受けられる支援内容に差が生じている。

このため、建物の構造によらない損害認定基準への見直しを図ること。

16 市町村税等の減免措置に係る基準緩和について（内閣府、総務省、厚生労働省）

市町村税等（住民税・固定資産税・国民健康保険税・介護保険料）被災納税義務者の減免に係る被害認定基準及び損害程度の算定基準の抜本的な見直しの検討を行うこと。

また、今回の豪雨により災害救助法の適用を受けた自治体宛てに通知等を発出し、「被災納税義務者の減免に係る損害程度の基準」について、床上浸水の程度の最低基準を「床上浸水するとき」と緩和すること。

17 特別交付税措置の拡充について（総務省）

今回の豪雨災害への対応により、被災自治体においては、これまでの災害対応を上回る職員の時間外勤務が発生し、多額の時間外勤務手当が生じていることから、災害対応に係る職員の時間外勤務手当について、特別交付税措置の対象とすること。

令和8年9月7日

千葉県市長会長 成田市長 小泉 一成

千葉県町村会長 横芝光町長 佐藤 晴彦